

令和6年度 ゼロ災55無災害運動 6つの柱関連リンク集（11月7日～12月31日）

ゼロ災55無災害運動の6つの柱に関連するリーフレット等のリンク先を下記のように取りまとめましたので、ご活用願います。

墜落・転落災害防止対策の推進

はしご、脚立からの墜落防止

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_00809.html



▲詳細はこちらをご覧ください

転倒予防・腰痛予防の取組

労働者の転倒や腰痛を含む行動災害を防止しましょう

近年、中高年齢の女性労働者を中心に業務中の転倒による骨折等の事故が増加しており、骨折等により休業日数が1か月を超えるものもあり、被害は極めて甚大なものとなっています。また、重量物の運搬や、立ち作業や座り作業などの同一姿勢を続けることによる腰痛など、作業行動に伴う労働災害も引き続き発生しており、行動災害防止の取組が求められています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



▲詳細はこちらをご覧ください

足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日 （一部規定は令和6年4月1日）から順次施行しています。

- ①幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- ②事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- ③足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40439.html



▲詳細はこちらをご覧ください

足場からの総合的な墜落・転落防止対策

足場からの墜落・転落災害は、労働安全衛生規則（安衛則）に基づく墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しているものが、ほとんどを占めています。

そのため、適切な墜落防止措置の実施に加え、足場や安全帯の確実な点検、作業手順の周知、労働者への安全衛生教育の実施などを各作業段階において実施することが必要不可欠です。以下のリンク先は、足場に関係する作業段階ごとの留意事項をまとめたものとなっています。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120309-1.html>



▲詳細はこちらをご覧ください

はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

回転動作をさせながら機械の清掃を行おうとした、目詰まりやピックミスなどのトラブルの際に思わず手を出したなど、決まりきった形で繰り返して発生しています。①非定常作業時の運転停止、②危険個所への覆いの設置、③作業手順の遵守を徹底しましょう。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/2023hasamare_makikomare.pdf



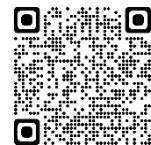
▲詳細はこちらをご覧ください

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、荷役作業場所における安全の確保等、ガイドラインを参考に取り組みましょう。

以下のリンクは、令和5年改正の労働安全衛生規則、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」等を説明する鳥取労働局HPとなります。

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01786.html



▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害を防止するために

交通労働災害を減らすためには、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などにも配慮しましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>



▲詳細はこちらをご覧ください

エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現を推進しましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



▲詳細はこちらをご覧ください

健康確保対策の推進

健康診断と事後措置の実施、長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施、心の健康づくり計画の策定及びストレスチェックの実施などについて、確実に実施しましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02.html



▲詳細はこちらをご覧ください

その他 利用可能なリーフレットは以下の厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html



▲詳細はこちらをご覧ください